

審 査 基 準 (案)

令和元年12月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第1条第2項第1号
処 分 の 概 要：小児用の車の確認
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：
審 査 基 準： 申請に係る小児用の車を特定の方法により通行させることが他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることにつき確認するもの。確認を行う場合の具体例としては ① 経路が特定されており、申請に係る小児用の車の大きさに照らして、当該経路（歩道等）が十分な幅員を有している場合（なお、経路の一部の幅員が十分といえない場合でも、短距離であるなど、他の歩行者の通行を妨げるおそれがあるとまではいえない場合も確認を行う。） ② 特定した経路中に見通しの悪い交差点等があり、小児用の車の後方で操作する場合に他の歩行者との衝突等の危険が生じる可能性がある場合でも、適切な安全措置（小児用の車の前方に成人を配置し、歩行者に注意しながら通行するなど）をとる場合 等である。 ○ 上記①、②等の検討を行うに当たっては、主な使用時間帯における当該経路の交通量を考慮すること。 ○ 上記①、②等を満たす複数の経路を同時に確認してもよい。
標 準 処 理 期 間：7日 (ただし、2以上の警察署の管轄にわたる場合は、7日を超えることがある。)
申 請 先：道路交通法施行規則第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署交通課窓口
問 い 合 わ せ 先：道路交通法施行規則第1条第2項第1号に定める通行の場所を管轄する警察署交通課・警察本部交通部交通企画課
備 考：